

産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設設置者に対する不利益処分に係る処分基準

この基準は、行政手続法第12条第1項に規定する処分基準である。

1 不利益処分内容及び根拠法令

この基準において「不利益処分」とは、次の各号に掲げる処分をいう。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく事業の全部又は一部の停止の命令（以下「事業停止命令」という。）
- (2) 法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し（以下「事業許可取消」という。）
- (3) 法第15条の2の7の規定に基づく産業廃棄物処理施設の改善の命令（以下「施設改善命令」という。）及び産業廃棄物処理施設の停止の命令（以下「施設停止命令」という。）
- (4) 法第15条の3の規定に基づく許可の取消し（以下「施設許可取消」という。）
- (5) 法第19条の3第2号の規定に基づく命令（以下「改善命令」という。）
- (6) 法第19条の5又は第19条の6の規定に基づく命令（以下「措置命令」という。）。

2 根拠法令・条項

法第14条の3、第14条の3の2、第15条の2の7、第15条の3、第19条の3、第19条の5及び第19条の6並びにこれらの条文を準用する条文

3 整理番号

不C45-137-14条の3-20130801（事業停止命令）

不C45-137-14条の3の2-20130801（事業許可取消）

不C45-137-14条の6-20130801（事業停止命令・事業許可取消）

不C45-137-15条の2の7-20130801（施設改善命令、施設停止命令）

不C45-137-15条の3-20130801（施設許可取消）

不C45-137-19条の3-20130801（改善命令）

不C45-137-19条の5-2013-0801（措置命令）

不C45-137-19条の6-2013-0801（措置命令）

4 関連する法令の規定及び解釈文書等

（1）関連する法令の規定

廃棄物に処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

（2）解釈文書等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について（通知）」（平成23年3月15日環廃産発第110310002号各都道府県知事・各政令市市長あて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）及び「行政処分の指針について（通知）」（平成25年3月29日環廃産発第1303299号各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長あて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）

5 取消し及び停止に係る処分基準等

（事業に係る取消し及び停止）

第1条 事業許可取消の要件及び内容は、別表第1のとおりとする。法第14条の3の2第1項第5号の「特に情状が重いとき」以外の理由による事業許可取消については、同項（第5号を除く。）の規定（これらの規定を準用する規定を含む。）によるものとする。

2 法第14条の3の事業停止命令の要件及び内容は別表第2のとおりとする。

(施設に係る取消し及び停止)

第2条 施設許可取消の要件及び内容は、別表第3のとおりとする。法第15条の3第1項第2号の「特に情状が重いとき」以外の理由による事業許可取消、施設許可取消については、法第15条の3第1項(第2号を除く。)の規定(これらの規定を準用する規定を含む。)によるものとする。

2 法第15条の2の7の施設停止命令の要件及び内容は別表第4のとおりとする。

(違反関与行為)

第3条 他者に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他者の違反行為を助ける行為(以下これらを「違反関与行為」という。)をしたときは、その違反関与行為の内容に応じて前2条の処分基準を適用する。

2 産業廃棄物処理業の許可を有する者が、許可を有しない者に対して違反関与行為をした場合は、許可を有しない者を許可を有するものとして違反関与行為の処分基準を適用する。

(加重軽減事由)

第4条 行政処分の対象となる者のうち、次のいずれかに該当するものに対しては、別表第2又は別表第4に規定する日数(異なる日数に該当する複数の違反の場合は、その最も重い日数)の3倍まで加重することができる。ただし、事業又は施設の使用の停止期間が90日又は60日の加重にあつては、法第14条の3の2第1項第5号又は15条の3第1項第2号の規定に基づき許可の取消しをすることもできる。

- 一 過去に法違反による処分歴がある者
- 二 複数の違反行為(違反関与行為を含む。)を行った者
- 三 大量の廃棄物の処理に係る違反行為(違反関与行為を含む。)を行った者
- 四 生活環境の保全上の支障を生じさせた者

五 発覚してから行政処分までの間に改善措置を取らない、又は改善状況が著しく悪い者

六 所在が不明又は住所が不定の者

七 処分に係る事案の証拠について改ざん、毀棄又は隠蔽を図った者（他者にこれらの行為を行わせた場合を含む。）

八 その他、加重するに足りる相当の理由があると認められる者

2 行政処分の対象となる者のうち、次のいずれかに該当するものに対しては、第1条及び第2条の規定に関わらず、内容を軽減して行政処分を行うことができる。

一 停止命令を発する前に原状回復を終えた者

二 事件が発覚する前に、自ら申し出た者

三 違反行為（違反関与行為を含む。）の動機、改悛の度合いに酌量の余地があると認められる者

四 その他、軽減するに足りる相当の理由があると認められる者

6 施設改善命令

(1) 対象

法第15条の2の7に該当し、施設改善命令をするときの基準

(2) 処分基準

設定できません

理由：個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため

7 改善命令、措置命令に係る処分基準

(1) 対象

法第19条の3第2号に該当し改善命令するとき、又は第19条の5若しくは19条の6に該当し措置命令をするときの基準

(2) 処分内容の基準

設定できません

理由：個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため

8 処分基準設定の経緯

新規設定：平成6年10月1日備付け

改正：平成11年11月1日備付け

改正：平成12年10月1日備付け

改正：平成13年4月1日備付け

改正：平成13年7月26日備付け

改正：平成17年4月1日備付け

改正：平成21年12月7日備付け

改正：平成22年4月1日備付け

改正：平成23年4月1日備付け

全部改正：平成25年8月1日備付け

9 不利益処分を行う権限を有する行政庁

次の区分による。

(1) 知事

ア 事業停止命令（（2）アを除く。）

イ 事業許可取消

ウ 施設許可取消

エ 措置命令

(2) 知事以外にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める環境管理事務所が行う

- ア 事業停止命令（産業廃棄物収集運搬業のうち積替え又は保管を行う者及び中間処分場の設置者に対するもの） 許可を行った環境管理事務所長
- イ 施設改善命令 施設の所在地を管轄する環境管理事務所長
- ウ 施設停止命令 施設の所在地を管轄する環境管理事務所長
- エ 改善命令 違反行為が行われた場所を管轄する環境管理事務所長

1 0 担当機関

- 9（1）に掲げる処分は、環境部産業廃棄物指導課監視・指導担当（エにあつては、総務・撤去・環境保全担当）、同（2）に掲げる処分は、該当する環境管理事務所の廃棄物・残土対策担当（秩父環境管理事務所にあつては、生活環境担当）

1 1 備考

附 則

- 1 基準の題名を「産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設設置者に対する不利益処分に係る処分基準」に改める。
- 2 この基準は、備え置きの日以後に行われる処分から適用する。
- 3 次のものは廃止する。
 - 一 産業廃棄物処理施設に対する不利益処分に係る処分基準等
 - 二 産業廃棄物処理に対する不利益処分に係る処分基準等
 - 三 産業廃棄物処理施設に対する改善命令に係る処分基準等
- 4 前項各号の基準等に基づきなされた処分の効力は、前項により基準等が廃止された後もなおその効力を有する。
- 5 この基準により改正又は廃止される前の基準等による処分は、改正後の基準5第4条第1項の加重事由とすることができる。

別表第1

| 処分の要件 | 処分の内容 |
|--|----------------------|
| <p>1 法第14条の3の2第1項第5号(法第14条の6において準用する場合を含む。)該当</p> <p>(1)法第25条第1項各号に規定する違反行為 無許可営業(第1号) 不正手段による許可取得(第2号) 無許可事業範囲変更(第3号) 不正手段による事業範囲変更許可取得(第4号) 事業停止命令違反(第5号) 委託基準違反(第6号) 名義貸しの禁止違反(第7号) 処理施設無許可設置(第8号) 不正手段による施設設置許可取得(第9号) 処理施設無許可変更(第10号) 不正手段による施設変更許可取得(第11号) 無確認輸出(第12号) 産業廃棄物受託禁止違反(第13号) 不法投棄(第14号) 不法焼却(第15号) 指定有害廃棄物の処理禁止違反(第16号)</p> <p>(2)法第25条第2項に規定する違反行為 無確認輸出、不法投棄、不法焼却の未遂</p> <p>(3)法第26条各号に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反(第1号) 処理施設の改善命令・停止命令・改善命令違反(第2号) 施設の無許可譲受け、無許可借受け(第3号) 無許可輸入(第4号) 輸入許可条件違反(第5号) 不法投棄・不法焼却目的の収集運搬(第6号)</p> <p>(4)法第27条に規定する違反行為 無確認輸出予備</p> <p>(5)その他 停止を命令された期間が終了した後も、命令の原因となった違反を継続</p> | <p>事業の 許可の取消</p> |
| <p>2 法第14条の3第2号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に該当する 処理業者の事業用施設又は能力が、許可基準に合致せず改善が不可能 (法第14条の3の2第2項適用)</p> | |

別表第2

| 処分の要件 | 処分の内容 |
|---|---------------------------|
| 1 法第14条の3第1号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に該当 | |
| (1)法第28条第2号に規定する違反行為 土地形質変更計画命令・措置命令違反 (2)法第29条各号に規定する違反行為 虚偽管理票交付(第8号) 管理票に係る勧告の措置命令違反(第13号) | 事業の停止 90日間 |
| (3)法第29条第2号の規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反 | 事業の停止 60日間 |
| (4)法第7条第13項、第12条第1項、第2項、第12条の2第1項、第2項、 第14条第12項、第14条の4第12項 処理基準違反、保管基準違反 | 違反の是正に必要な期間の事業の停止(※) |
| (5)法第29条各号の規定する違反行為 保管届出義務違反(第1号(法第12条第3項又は第12条の2第3項に係る部分に限 管理票交付義務違反、管理票記載義務違反、管理票虚偽記載(第3号) 運搬受託者の管理票送付義務違反、管理票記載義務違反、虚偽記載(第4号) 運搬受託者の管理票回付義務違反(第5号) 処分受託者の管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載(第6号) 管理票・同写し保存義務違反(第7号) 引受禁止違反(第9号) 虚偽管理票写し送付・虚偽報告(第10号) 電子管理票虚偽登録(第11号) 電子管理票報告義務違反・虚偽報告(第12号) 処理困難通知義務違反・虚偽通知(第14号) 処理困難通知保存義務違反(第15号) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出(第16号) | 事業の停止 30日間 |
| (6)法第29条第17号の規定に違反行為 事故時応急措置命令違反 | 応急措置に必要な期間の停止 |
| (7)法第30条各号に規定する違反行為 帳簿記載及び備付け・虚偽記載・保存義務違反(第1号) 事業廃止・事業変更届出義務違反、処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違 反、虚偽届出(第2号) 定期検査拒否・妨害・忌避(第3号) 維持管理事項記録・虚偽記載・備付け義務違反(第4号) 処理責任者等設置義務違反(第5号) 報告拒否・虚偽報告(第6号) 立入検査拒否・妨害・忌避(第7号) 技術管理者設置義務違反(第8号) | 事業の停止 30日間 |
| (8)その他の違反行為 | 事業の停止 10日間 |
| 2 法第14条の3第2号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に該当する とき 処理業者の事業用施設又は能力が、許可基準に合致せず改善が可能 | 改善に必要な期間 の事業の停止 (※) |
| 3 法第14条の3第3号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に該当する 処理業者が事業の許可に付された生活環境保全上の条件に違反 | 事業の停止 30日間 |

(※)個別の処分に当たっては、確定した期間であることを要する。

別表第3

| 処分の要件 | 処分の内容 |
|--|----------------------|
| <p>1 法第15条の3第1項第2号に該当</p> <p>(1)法第25条第1項各号に規定する違反行為 無許可営業(第1号) 不正手段による許可取得(第2号) 無許可事業範囲変更(第3号) 不正手段による事業範囲変更許可取得(第4号) 事業停止命令違反(第5号) 委託基準違反(第6号) 名義貸しの禁止違反(第7号) 処理施設無許可設置(第8号) 不正手段による施設設置許可取得(第9号) 処理施設無許可変更(第10号) 不正手段による施設変更許可取得(第11号) 無確認輸出(第12号) 産業廃棄物受託禁止違反(第13号) 不法投棄(第14号) 不法焼却(第15号) 指定有害廃棄物の処理禁止違反(第16号)</p> <p>(2)法第25条第2項に規定する違反行為 無確認輸出、不法投棄、不法焼却の未遂</p> <p>(3)法第26条各号に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反(第1号) 処理施設の改善命令・停止命令・改善命令違反(第2号) 施設の無許可譲受け、無許可借受け(第3号) 無許可輸入(第4号) 輸入許可条件違反(第5号) 不法投棄・不法焼却目的の収集運搬(第6号)</p> <p>(4)法第27条に規定する違反行為 無確認輸出予備</p> <p>(5)その他 停止を命令された期間が終了した後も、命令の原因となった違反を継続</p> | <p>施設の 許可の取消</p> |
| <p>2 法第15条の2の7第1号に該当 処理施設の構造又は維持管理が、法定の技術基準又は許可申請時の計画に適合せず、改善が不可能(法第15条の3第2項適用)</p> | |
| <p>3 法第15条の2の7第2号に該当 施設設置者の能力が法令上の許可の基準に適合せず、改善が不可能(法第15条の3第2項適用)</p> | |

別表第4

| 処分の要件 | 処分の内容 |
|---|----------------------------|
| 1 法第15条の2の7第3号に該当 | |
| (1)法第28条第2号に規定する違反行為 土地形質変更計画命令・措置命令違反 (2)法第29条各号に規定する違反行為 虚偽管理票交付(第8号) 管理票に係る勧告の措置命令違反(第13号) | 施設の使用停止 90日間 |
| (3)法第29条第2号の規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反 | 施設の使用停止 60日間 |
| (4)法7条第13項、第12条第1項、第2項、第12条の2第1項、第2項、 第14条第12項、第14条の4第12項 処理基準違反、保管基準違反 | 違反の是正に必要な期間の施設の 使用停止(※) |
| (5)法第29条各号の規定する違反行為 保管届出義務違反(第1号(法第12条第3項又は第12条の2第3項に係る部分に限 管理票交付義務違反、管理票記載義務違反、管理票虚偽記載(第3号) 運搬受託者の管理票送付義務違反、管理票記載義務違反、虚偽記載(第4号) 運搬受託者の管理票回付義務違反(第5号) 処分受託者の管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載(第6号) 管理票・同写し保存義務違反(第7号) 引受禁止違反(第9号) 虚偽管理票写し送付・虚偽報告(第10号) 電子管理票虚偽登録(第11号) 電子管理票報告義務違反・虚偽報告(第12号) 処理困難通知義務違反・虚偽通知(第14号) 処理困難通知保存義務違反(第15号) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出(第16号) | 施設の使用停止 30日間 |
| (6)法第29条第17号の規定に違反する行為 事故時応急措置命令違反 | 応急措置に必要な 期間の停止 |
| (7)法第30条各号に規定する違反行為 帳簿記載及び備付け・虚偽記載・保存義務違反(第1号) 事業廃止・事業変更届出義務違反、処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違 反、虚偽届出(第2号) 定期検査拒否・妨害・忌避(第3号) 維持管理事項記録・虚偽記載・備付け義務違反(第4号) 処理責任者等設置義務違反(第5号) 報告拒否・虚偽報告(第6号) 立入検査拒否・妨害・忌避(第7号) 技術管理者設置義務違反(第8号) | 施設の使用停止 30日間 |
| (8)その他の違反行為 | 施設の使用停止 10日間 |
| 2 法第15条の2の7第1号に該当 処理施設の構造又は維持管理が、法定の技術基準又は許可申請時の計画に適合 せず、改善が可能 | 改善に必要な期間 の事業の停止 (※) |
| 3 法第15条の2の7第2号に該当 施設設置者の能力が許可の基準に適合せず、改善が可能 | |
| 4 法第15条の2の7第4号に該当 設置者が施設の許可条件に違反 | 施設の使用停止 30日間 |

(※)個別の処分に当たっては、確定した期間であることを要する。